

岩手県告示第355号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和4年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第8地割から第10地割まで及び第13地割の各一部
宮古市	田老字撰待の一部、字胡桃畑、字畑及び字上沖、江繋第17地割、川内第2地割、墓目第5地割、第12地割及び第13地割並びに小国第15地割から第20地割まで及び第22地割
遠野市	土淵町柄内3地割、5地割及び7地割から9地割までの各一部
釜石市	唐丹町字本郷及び字大曾根の一部並びに大字平田第6地割の一部
奥州市	江刺梁川字上芦沢
滝沢市	湯舟沢の一部
金ヶ崎町	永栄の一部
大槌町	金沢第32地割及び第34地割の各一部
山田町	豊間根第8地割から第12地割までの各一部

2 調査期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで